

# 枚方市立楠葉生涯学習市民センター・楠葉図書館及び 枚方市立津田生涯学習市民センター・津田図書館指定管理者募集要項

枚方市・枚方市教育委員会（以下、「市・教育委員会」という。）では、楠葉生涯学習市民センター・楠葉図書館（以下、「楠葉施設」という。）及び津田生涯学習市民センター・津田図書館（以下、「津田施設」という。）の2施設（以下、「両施設」という。）の管理運営業務を効率的かつ効果的に実施するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び枚方市立生涯学習市民センター条例及び枚方市立図書館条例（以下、「施設条例」という。）に基づき、平成30年（2018年）4月1日から、指定管理者制度により施設の管理運営を行っています。

このたび、令和5年（2023年）3月31日をもって現行の指定管理期間が満了することから、引き続き両施設の次期指定管理者の候補者（以下、「指定候補者」という。）を募集するものです。

なお、一の事業者（複数の法人等が構成する共同事業体（以下、「JV」という。）を含む。）が両施設を一括して管理することを条件とします。また、両施設の一括公募となり、1施設のみの応募は不可とします。

（本募集要項において、楠葉生涯学習市民センター及び津田生涯学習市民センターを総称して、「生涯学習市民センター」という。また、楠葉図書館及び津田図書館を総称して、「図書館」という。）

## 1. 対象施設

### ■楠葉施設

(1)	名称	楠葉生涯学習市民センター・楠葉図書館
(2)	所在地	枚方市楠葉並木2丁目29番5号（京阪樟葉駅から徒歩10分）
(3)	建物概要	① 敷地面積 4,958.84 m <sup>2</sup> ② 建築面積 872.16 m <sup>2</sup> ③ 延床面積 2,219.67 m <sup>2</sup> ④ 建物構造 鉄筋コンクリート造 ⑤ 階数規模 地上3階建 ⑥ 開設年月 昭和57年5月
(4)	施設内容	① 楠葉生涯学習市民センター（本館2階・3階・別館2階部分） ② 楠葉図書館（本館1階部分） ※同施設別館内に北部支所、健康福祉相談センター 北部リーフ、楠葉なみき小規模保育施設があります。 ③ 施設駐車場 45台（障害者用3台含む）
(5)	施設概要	① 楠葉生涯学習市民センター 大集会室（定員100人、143 m <sup>2</sup> ）、第1集会室（定員50人、68.6 m <sup>2</sup> ） 料理室（定員25人、52.1 m <sup>2</sup> ）、事務室（67.5 m <sup>2</sup> ）等 ② 楠葉図書館 開架室472.77 m <sup>2</sup> 、おはなし室33.09 m <sup>2</sup> 、事務室兼書庫97.00 m <sup>2</sup> 等 蔵書85,406冊（内訳：成人58,300・視聴覚321・児童26,785）開架67,237冊

※駐車場・駐輪場含む敷地・建物の管理範囲は、**別紙1**「付近見取図 配置図」**別紙2**「各階平面図」のとおり。詳細については、**別紙3**「利用の手引き」参照。

## ■津田施設

(1)	名称	津田生涯学習市民センター・津田図書館
(2)	所在地	枚方市津田北町2丁目25番3号（JR藤阪駅から南東へ徒歩15分）
(3)	建物概要	① 敷地面積 2,411.55 m <sup>2</sup> ② 建築面積 1,016.37 m <sup>2</sup> ③ 延床面積 4,296.46 m <sup>2</sup> ④ 建物構造 鉄筋コンクリート造 ⑤ 階数規模 地上4階建 ⑥ 開設年月 平成2年5月
(4)	施設内容	① 津田生涯学習市民センター ② 津田図書館 ③ 施設駐車場 27台（障害者用1台含む）
(5)	施設概要	① 津田生涯学習市民センター ホール（定員120人、140.7 m <sup>2</sup> ）、第1集会室（定員50人、66.6 m <sup>2</sup> ） 料理室（定員30人、74.0 m <sup>2</sup> ）、フリールーム（定員70人、100.8 m <sup>2</sup> ）、 事務室（60.9 m <sup>2</sup> ）等 ② 津田図書館 開架室 474.32 m <sup>2</sup> 、おはなし室 39.06 m <sup>2</sup> 、対面読書室 10.58 m <sup>2</sup> 、 事務室 84.72 m <sup>2</sup> 、書庫1 40.01 m <sup>2</sup> 書庫2 86.4 m <sup>2</sup> 等 蔵書 100,356冊（内訳：成人 74,517・視聴覚 387・児童 25,452）開架 59,335冊

※駐車場・駐輪場含む敷地・建物の管理範囲は、**別紙1**「付近見取図 配置図」**別紙2**「各階平面図」のとおり。  
詳細については、**別紙3**「利用の手引き」参照。

## 2. 業務の範囲・内容

業務の範囲・内容は次のとおりですが、詳細は別添「枚方市立楠葉生涯学習市民センター・楠葉図書館及び津田生涯学習市民センター・津田図書館管理運営業務基本仕様書」（以下、「基本仕様書」という。）のとおりです。

なお、下記の業務のうち、（※）印のある業務については第三者に全部若しくは一部を委託することはできないものとします。

### (1) 開館・閉館業務 ※

### (2) 生涯学習市民センターサービス業務 ※

- ① 生涯学習市民センター施設の利用許可等
- ② 使用料の徴収・還付等の業務
- ③ イベントチケットの取扱い業務
- ④ 生涯学習市民センター印刷室、団体ロッカー等の取扱い業務
- ⑤ 生涯学習市民センター内のフリースペースの開放業務
- ⑥ 生涯学習市民センター利用促進業務（提案事業）

### (3) 図書館サービス業務 ※

- ① 図書館窓口業務
- ② 選定希望資料のリスト化及び整理
- ③ 蔵書の維持管理



## (7) 利用統計・事業報告書作成業務

- ① 日報・月報の作成
- ② 事業報告書の作成

## (8) モニタリング ※

- ① 指定管理者によるセルフモニタリング
- ② 市・教育委員会が行うモニタリング

## (9) その他必要な業務

- ① 施設の管理運営等に必要な従事者研修等
- ② Wi-Fi 設備設置及び管理業務
- ③ 書籍除菌機器の設置及び管理業務
- ④ 市・教育委員会・その他関係機関連絡調整業務 ※
- ⑤ 市役所内連絡文書の集配
- ⑥ 拾得物に関する業務
- ⑦ その他

## 3. 管理の基準

管理運営（指定管理業務）の基本的事項は次のとおりとします。

### (1) 関係法令の遵守及び両施設の設置目的に沿った管理運営の実施

- ① 関係法令及び本市条例・規則を遵守し、両施設の設置目的に沿った管理運営を行ってください（本要項公開時点において施行済みの法令・条項等を含みます）。
- ② 休館日及び開館時間外においても、管理運営上一定の対応が必要です。

### (2) 休館日

- ① 毎月第4月曜日（祝日である場合を除く）
- ② 年末年始（12月29日から翌年1月3日までの日）
- ③ 蔵書点検等による臨時休館（図書館のみ・不定期）

### (3) 開館時間

月曜日～土曜日：9時から21時まで

日曜日及び祝日：9時から17時まで

※適切に業務を行えるよう、利用者への部屋の鍵の受け渡し準備や駐車場・駐輪場の開錠等については、開館時刻までに完了することとします。

※上記によらず、施設の管理運営を行ううえで特別な理由がある場合に限り、市長の承認により臨時に休館することができるものとします。

## 4. 指定の期間

令和5年（2023年）4月1日午前0時から令和10年（2028年）3月31日午後11時59分59秒まで（5年間）

## 5. 提案上限額

1,078,244千円（上記指定期間内における指定管理料合計）

本提案上限額には、消費税及び地方消費税が含まれています。

今回の指定候補者募集に当たり、調査基準価格を設定しています。当該価格を下回る提案額での申請があった場合は、その提案額により適正な業務履行が可能か否かについて、申請者から調査書類の提出を求めることなどによ

り、指定管理者選定委員会において審査するものとします。

なお、この調査に際しては、数値的判断基準値（申請者の提案額（提案上限額を下回るもの）の平均×85%（小数点以下切り捨て））を設けるものとし、当該提案額が数値的判断基準値を下回った場合は、失格とします。指定管理料による評価と提案内容による評価の割合については3：7とします。

## 6. 行政財産目的外使用許可の取扱い

令和4年度において、以下の4点について行政財産目的外使用許可を与えています。令和5年度以降も以下の4点については許可を与える予定です。

### ■楠葉施設

許可物件名	設置場所	数量等	使用者名
自動販売機（清涼飲料水）	2階	1台	コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社

### ■津田施設

許可物件名	設置場所	数量等	使用者名
電柱及び支線	屋外敷地内	電柱3本 支線5本	関西電力送配電株式会社 大阪支社
電気通信ケーブル	屋外敷地内 (架空)	104.1m	株式会社オプテージ
自動販売機（清涼飲料水）	3階	1台	コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社

両施設に設置している自動販売機（清涼飲料水）については、市が公募により設置の許可を与えています。（自動販売機については令和6年3月31日まで。令和6年4月1日以降についても、市があらためて公募により設置者を決定する予定です。）

※自動販売機（清涼飲料水）の電気代は別メーターにより、本市が許可した設置業者の負担となります。指定管理者は、設置者使用分について本市に報告してください。

## 7. 指定管理業務従事者通勤用具の駐車スペースについて

本施設の敷地内に駐車スペースは確保できません（必要な場合は敷地外に指定管理者において別途確保してください）。

## 8. 備品等管理区分

指定管理者に貸与する備付けの備品・物品等は、**別紙4**「無償使用可能備品等一覧表（予定）」のとおりとします。

また、指定管理者は、施設運営に支障をきたさないよう施設運営上必要な備品類（事務備品・消耗品・大型備品等）について、適切な備品維持管理計画のもとに保守点検、補修・修繕等を実施するとともに、あらかじめ市・教育委員会と協議を行ったうえで、市・教育委員会が貸与する備品が経年劣化等により業務の用に供せなくなった場合は、指定管理料により当該備品を調達するものとします。なお、当該備品の帰属については、市・教育委員会と協議のうえ決定するものとします。

このほか、指定管理者は、あらかじめ市・教育委員会と協議を行ったうえで、任意に備品を調達・購入し、業務に供することができるものとします。指定管理者が任意調達した備品の指定管理終了時の取扱いについては、指定期間終了時に指定管理者が自己の費用及び責任により撤去することとします。ただし、市・教育委員会と協議のうえ、

市・教育委員会への移管を承認した場合は、この限りではありません。

## 9. リスク分担

市と指定管理者のリスク分担については、p. 20 別表 1 「リスク分担表」のとおりとします。

### 10. 提案に当たっての確認事項

提案に当たっては、本募集要項、基本仕様書、施設条例、同条例施行規則に定める事項を満たす内容であることを前提としたうえで、以下の確認を行います。

なお、提案内容については、履行責任を負うものとします。

要求事項	確認事項
1. 申請団体の経営方針等に関する事項	
①経営方針	1. 設立目的、経営実績、組織の状況及び運営方針の具体的な説明がなされているか。 2. 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律に規定される休業制度が確保されているか。 3. 公正採用への対応として、大阪府公正採用選考人権啓発推進員設置要綱、又は大阪労働局公正採用選考人権啓発推進員設置要綱に基づき、「公正採用選考人権啓発推進員」を設置しているか。 4. 障害者雇用促進法に基づき障害者の雇用義務がある事業主にあつては、法定雇用率が達成されているか（申請段階で未達成の場合は、本施設における雇用をはじめ、雇用率が達成できるよう提案されているか）。 5. セクシュアル・ハラスメントやパワーハラスメントの防止対策について提案されているか。
②指定管理者の指定を申請した理由	6. 申請した理由が、団体経営方針との関係を踏まえ明確に示されているか。
③経営の継続性・安定性	7. 国税、市税（市内に事業所を有する者）に係る徴収金を完納しているか。 8. 財務状況の健全性、運営体制、同種施設の運営実績等から、施設の安定的な管理運営を期することができるか。
2. 施設の経営方針に関する事項	
①施設の現状に対する考え方及び将来展望	9. 施設の設置目的等を踏まえた現状認識及び今後の方向性が明確に提案されているか。
②施設運営に関する計画 ア) 管理経費・管理体制の提案	10. 提案上限額を下回り、かつ、適正な指定管理料が提案されているか。 11. 関係法令及び本市条例・規則を遵守し、施設の設置目的に沿った運営計画が提案されているか。 12. 業務繁忙時にも対応できるよう、施設に必要な従事者を適正に配置するとともに、利用者サービスの向上、効果的・効率的な管理運営の観点を踏まえた実施体制等について提案されているか。

<p>イ) 改善提案 (生涯学習市民センター)</p>	<p>13. 生涯学習市民センターの諸室の利用率増加に向けた取組みが具体的に提案されているか。</p> <p>14. 生涯学習市民センターで活動する団体の登録数の増加に向けた取組みが具体的に提案されているか。</p> <p>15. ロビーを含む生涯学習市民センター全体の利用者数の増加に向けた取組みが具体的に提案されているか。</p> <p>16. 生涯学習市民センターの設置目的等を踏まえた事務所サービスが具体的に提案されているか。</p> <p>17. 生涯学習市民センターの魅力アップのための施設・備品等の改修・改善に向けた取組みについて、具体的なアイデアが提案されているか。</p>
<p>ウ) 改善提案 (図書館)</p>	<p>18. 図書館の新規登録者を増やすための取組みが提案されているか。</p> <p>19. 図書館の来館者を増やし、貸出冊数を増やすための取組みが提案されているか。</p> <p>20. 図書館の魅力アップのための施設・備品等の改修・改善に向けた取組みについて、具体的なアイデアが提案されているか。</p> <p>21. 利用者の課題解決を支援するレファレンスサービス等について具体的なアイデアが提案されているか。</p>
<p>エ) 事業提案 (生涯学習市民センター)</p>	<p>22. 生涯学習市民センターの設置趣旨等を踏まえ、生涯学習市民センターの活性化や利用者数の増加につながるような自主事業が具体的に提案されているか。</p> <p>23. ウィズコロナの観点から、SNS・動画配信サービス等を活用した具体的な事業が提案されているか。</p> <p>24. 生涯学習市民センターと図書館との施設連携事業の実施について、具体的に提案されているか。</p> <p>25. 生涯学習市民センターの夜間の利用者数の増加に向けた事業等が具体的に提案されているか。</p> <p>26. 楠葉施設2階ロビーのくずはキッチン（厨房設備を備えたオープンスペース）を活用した事業が具体的に提案されているか。</p>
<p>オ) 事業提案 (図書館)</p>	<p>27. 図書館子ども読書活動推進計画の趣旨に沿った子ども向けの事業が提案されているか。</p> <p>28. 一般成人を対象とした図書館読書推進事業が提案されているか。</p> <p>29. ウィズコロナの観点から、電子図書館の利用を増やすための取組みが提案されているか。</p>
<p>カ) 利用者対応提案</p>	<p>30. 利用者に対する接遇対応向上について提案されているか。</p> <p>31. 利用者が安全に利用できるよう施設内で発生するトラブルへの対応方法等について提案されているか。</p> <p>32. 利用者等の安全・秩序維持のための適切な対応方法について提案されているか。</p> <p>33. 利用者サービス向上の観点からセルフモニタリングの計画を提案するとともに、利用者に対するアンケートの実施について提案されているか。</p> <p>34. 業務に従事する者が、人権について正しい認識を持って業務を遂行できるよう、人権研修について、提案されているか。</p>

3. 施設の管理に関する事項	
	<p>35. 関係法令及び本市条例・規則を遵守し、施設の設置目的に沿った管理計画が提案されているか。</p> <p>36. 建築設備全般に係る点検・保守を適切に実施し、機能保全・利用者への安全、快適な環境が提案されているか。</p> <p>37. 基本仕様書の規定に従い、資格を必要とする業務に有資格者を配置するなど適正な人員配置が提案されているか。</p> <p>38. 生涯学習市民センターのロビーにおいて、基本仕様書の規定に従い、適正な Wi-Fi 環境の整備について明確に示されているか。</p> <p>39. 施設内で生じた廃棄物の適切な一時保管、搬出、処理の提案がされているか。</p> <p>40. 備品管理に当たり、管理簿の整備及び責任所在について提案されているか。</p> <p>41. 環境に配慮した管理運営を目指し、ごみの削減、省エネルギー等具体的に提案されているか。</p> <p>42. 業務に従事する者及び利用者の手指や備品の消毒、施設の換気等、感染症の拡大防止策が提案されているか。</p>
4. 情報公開及び個人情報保護の措置に関する事項	
	<p>43. 枚方市情報公開条例の目的等を踏まえ、管理運営事業で保有する情報の公開に関する対応が明確に示されているか。</p> <p>44. 枚方市個人情報保護条例の目的等を踏まえ、個人情報の保護に関する必要な措置について明確に示されているか。</p>
5. 緊急時における対策に関する事項	
	<p>45. 施設（監視盤等）の状況を踏まえ、緊急時・防犯・防災対策の危機管理マニュアル作成等が提案されているか。</p> <p>46. 緊急事態発生時又は発生が予測される場合における常時連絡可能な体制・方策が提案されているか。</p> <p>47. 構成員間（本支社間含む）、市との間におけるリスク分担に対する考え方が明確に示され、かつ考え方に対応した分担内容となっているか。</p>
6. その他	
	<p>48. 高齢者・障害者サービスを維持・向上させる取組みについて提案されているか。</p> <p>49. 施設の利用促進に繋がる広報活動等について具体的な実施計画が提案されているか。</p>

(注) 要求事項：事業計画書（様式第2号）【事業計画】に規定する1～6までの事項

確認事項：要求事項を達成するための必須事項

### 1.1. 指定管理者に付与する権限

- (1) 「枚方市立生涯学習市民センター条例」第5条に規定する使用の許可等に関する権限
- (2) 「枚方市立生涯学習市民センター条例」第12条第1項に規定する使用の許可の取り消し等に関する権限
- (3) 施設・設備への改修・整備
  - ・施設の設置目的等を損なわない範囲で、あらかじめ市・教育委員会の承認を得た場合、施設・設備の一部を変更・改修・整備していただくことは可能です。ただし、指定管理終了時に原状回復することを条件としますが、市・教育委員会が原状回復を不要とした場合は、この限りではありません。

- ・指定管理者に施設の管理運営を委ねるに当たり、生涯学習市民センター及び図書館の魅力アップのための施設・備品等の改修・改善提案を求めます。

※実施については、妥当性及び費用対効果を含め、市・教育委員会で判断します。

## 12. 経理に関する事項

### (1) 使用料金

地方自治法第244条の2第8項に定める利用料金制度の適用は行いません。したがって、施設使用料金は、「枚方市立生涯学習市民センター条例」及び同施行規則で定められた額が市の収入となります。指定管理者の徴収又は収納事務は、地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、指定管理者に別途委託します（徴収・収納事務委託料は指定管理料に包含。別途、市から委託料の支出は行いません）。

### (2) 管理口座

本指定管理業務に伴い発生する経費及び収入は、指定管理者が他の事業等で利用する口座とは別の口座で管理してください。

### (3) 指定管理料の支払い

本指定管理業務に係る経費は、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとの支払いとなります。支払時期や額及び方法は、別途協定書により決定いたします。

### (4) 修繕費の取扱い

- ①指定管理者は、日常点検の結果又は利用者からの通知等で施設・設備の破損等を発見した場合、調査・診断を行い、その結果を市・教育委員会に連絡のうえ、迅速に修繕を行うこととします。
- ②1件当たり30万円未満の修繕については、指定管理者の判断において行うこととし、その修繕費は両施設で年間510万円（消費税及び地方消費税含む）を見込んでいます。修繕費は実績に応じて毎年度末に精算することから、収支予算書において修繕費として年度ごとに一律510万円（消費税及び地方消費税含む）を計上してください。なお、年間510万円を超える場合も、1件当たり30万円未満の修繕は指定管理料で行うことを原則としますが、別途、市と指定管理者で協議のうえ決定します。また、30万円以上の修繕については原則として市・教育委員会が行いますが、緊急性の高い30万円以上の修繕等については、市・教育委員会と指定管理者の協議のうえ決定します。

### (5) 光熱水費の取扱い

令和5年4月1日からの電気料金・ガス料金については市が負担するものとします。なお、水道料金については、指定管理料に含むものとします。

楠葉施設においては、同施設別館内に市施設（北部支所・健康福祉相談センター 北部リーフ、楠葉なみき小規模保育施設）が存在するため、規定の按分率（市32：指定管理者68）に基づき水道代の算定を行い、関係施設に請求を行うとともに、指定管理者が一括して支払いを行ってください。

### (6) 指定管理料の精算

修繕費については、指定管理料に含めて支払うこととします。この経費は、不測の事態が生じた際に、施設運営に支障を来たすことのないように計上しているものであり、不用額（余剰金や不使用）が生じた場合は、返還しなければなりません。

### (7) 災害対応等に係る経費について

地震、台風等の災害の発生時における施設使用を円滑に行うため、基本仕様書に定めるところに従い、施設において市が行う災害への対応に協力することにより指定管理者に追加的に生じる経費（以下、「災害対応に係る追加的経費」という。）の取扱いについては、市・教育委員会と指定管理者で協議のうえ決定します。災害対応に係る追加的経費については、施設における災害対応に伴って不要となる経費との精算を基本とし、市・教育委員会及び指定

管理者が協議して定めることとします。

精算処理については、基本仕様書 7. 安全管理(2)緊急時・災害時の対応①ア.イ.ウ.エ.に定める業務に係る経費を対象とすることを基本として、市・教育委員会と指定管理者が協議のうえ決定し、市と指定管理者間で締結する指定管理料に係る年度協定を変更することにより行います。

## (8) 感染症対策に係る経費について

### ①感染症による感染の発生を防止する対策（日常的な感染症予防対策）

基本仕様書に定める日常的な感染予防対策については、施設において市・教育委員会が見込む必要最低限のものを記載しており、これらの日常的対策は指定管理料で行っていただきますので、申請に当たっては、これらを事業計画及び収支計画に含めてください。収支については、様式「収支予算内訳書（感染症対策経費）」にも記載してください。

また、仕様書に定める内容を超える対策を日常的な感染症予防対策として実施する場合も事業計画及び収支計画に含めるとともに、その経費の内訳を収支予算内訳書（感染症対策経費）の「(1) 感染症による感染の発生を防止する対策（日常的な感染症予防対策）」の欄に計上してください。

### ②感染症による感染の拡大を防止する対策（日常的な感染症予防対策を超える対策）

申請時において、感染拡大等を想定し、「①感染症による感染の発生を防止する対策（日常的な感染症予防対策）」を超える内容の提案を行う場合は、事業計画及び収支計画に含めるとともに、その経費の内訳を収支予算内訳書（感染症対策経費）の「感染症による感染の拡大を防止する対策（日常的な感染症予防対策を超える対策）」の欄に計上してください。

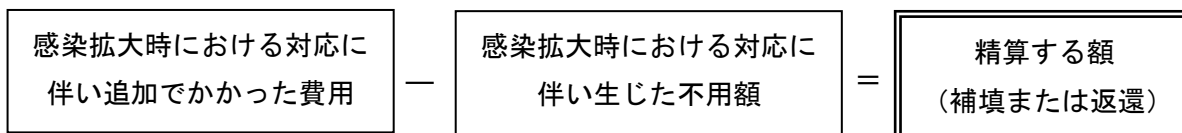
また、感染拡大時等には市・教育委員会の指示により施設の利用やイベント実施の中止・制限等の対応を行っていただく場合があります。その対応のために指定管理者に追加的に生じる経費（指定管理者として行う事業等の実施により見込んでいた収入の減収分を含む。）については、市が負担することを原則として、当該市・教育委員会の負担の範囲及び額については、市・教育委員会と指定管理者が協議して定めるものとします。

感染症対策に係る追加的経費については、感染症対策に伴って不要となる経費との精算を基本として、市・教育委員会と指定管理者が協議して定めるところにより処理します。当該精算処理については、市と指定管理者間で締結する指定管理料に係る年度協定を変更することにより行います。

### 精算の対象となる経費

- ア. 感染症による感染の拡大を防止する対策（日常的な感染症予防対策を超える対策）業務を行うことにより追加的に生じる経費（申請時に「収支予算内訳書（感染症対策経費）」において見込む経費を除く。）
- イ. 市・教育委員会の指示により、施設の使用許可を制限し、又は停止したことにより、不要となる経費
- ウ. 市・教育委員会の指示により、指定管理者として行う事業（イの業務を除く。）を中止し、又は取り止めたことにより、不要となる経費
- エ. 市・教育委員会の指示により、ウの事業を中止し、又は取り止めたことにより、指定管理者に生じる減収
- オ. その他、市・教育委員会と指定管理者が協議して定める経費

<参考>精算の基本的な考え方



※感染拡大等が起らなかった場合は、上記の精算は行いません。

### (9) IPフォン、及びFAX（NTT回線）の取扱いについて

現状の電話番号を継続するため、機器の所有と回線使用にかかる契約は現行回線を継続し、使用料については指定管理者が支払うものとします。

### (10) 業務システム等の取扱いについて

施設利用許可等の業務で使用する「枚方市施設予約システム」については、本市より無償で貸与します。それらに接続する端末は、各施設に3台以上配備し、内訳は、市民用端末を1台以上、窓口対応職員用端末を2台以上としてください。市民用端末については、現在市が1台貸与していますが、令和5年4月1日から指定管理者により配備するものとします。窓口対応職員用端末については、現在、市が2台貸与しており、それらを引き続き使用することはできますが、内1台については、令和6年11月1日から指定管理者により配備することとし、もう1台についても故障による修理不可かMicrosoftWindowsのサポートが終了することで使用できなくなった場合は指定管理者により配備することとします。なお、ネットワーク回線については、現在、市が用意したものを使用していますが、令和5年4月1日以降は指定管理者で用意し、使用すること。また、指定管理者が所属法人等とインターネットを介して情報交換等を行い、また指定管理施設独自のホームページを立ち上げるために必要なパソコン、プリンタ等の機器、システムソフト及びインターネット環境等については、指定管理者において手配し、発生する費用（初期費用及びランニングコスト等を含む）は指定管理者が負担することとします。

図書館利用者が使用する「国立国会図書館 図書館向けデジタル化資料送信サービス」並びに図書館の蔵書管理、貸出・返却、利用者が蔵書検索等で使用する「図書館コンピュータシステム」、また、それら業務システムが接続するネットワーク環境、パソコン、プリンタ及びプリンタトナーについては、本市より無償で貸与します。ただし、トナーを除く消耗品並びに指定管理者が所属法人等とインターネットを介して情報交換等を行い、また指定管理施設独自のホームページを立ち上げるために必要なパソコン、プリンタ等の機器、システムソフト及びインターネット環境等については、指定管理者において手配し、発生する費用（初期費用及びランニングコスト等を含む）は指定管理者が負担することとします。なお、業務で利用する情報資産（情報機器・システム及びネットワーク並びにこれらで取扱われる行政情報（これらを印刷した文書も含む。))の取扱いについては、「枚方市情報セキュリティポリシー」に準ずるセキュリティ対策を指定管理者が行うこととします。

### (11) その他

指定管理者は、業務の実施に伴い、指定管理料以外に事業にかかる収入がある場合は、事前に市・教育委員会の承認を得てこれを指定管理者の収入とすることができるものとします。

## 13. 申請者の資格

次の要件を充足する会社法・民法・特定非営利活動促進法上の法人及びその他法人並びに法人格を有しないものの団体としての規約等を有し代表者を設置している団体（以下、「法人等」という。）、若しくは複数の法人等が構成するJVであること。また、JVにおいては代表団体を定めるとともに、構成団体間における代表団体の責任割合を最大としていただく必要があります。

- (1) 指定管理者又は業務受託者としての両施設と同種施設の管理運営の実績を有していること。ただし、JVについては、当該JVを構成する法人の実績を合わせて条件を満たせば可とします。
- (2) 国税（申告所得税又は法人税及び消費税）・市税（軽自動車税・事業所税・法人市民税等）にかかる徴収金を完納していること。（市税については、枚方市に事業所を有するものに限る。）
- (3) 申請締切日時点において、市の指名停止措置を受けているものは、申請者となることはできません。また、申請締切日時点において、次のいずれかに該当する法人等も申請者となることはできません。
  - ① 地方自治法第92条の2及び第142条の兼業禁止規定に抵触するもの。
  - ② 本指定管理者の選定を行う審査委員が法人等の経営又は運営に関与しているもの。

- ③ 法人の代表者が成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの。
- ④ 代表者、役員又はその使用人が刑法第 96 条の 6 又は第 198 条に違反する容疑があったとして逮捕もしくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から 3 年を経過しないもの。
- ⑤ 団体又はその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 3 条又は第 8 条第 1 項に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から 3 年を経過しないもの。
- ⑥ 団体又はその代表者が指定管理者として行う業務に関連する法規に違反した場合において講じた改善策について、その改善の内容が指定管理業務の履行に関し、適切であると認められないもの。
- ⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うもの。
- ⑧ 会社更生法第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更正手続開始の申立てをしているもの又は申立てをなされているもの。ただし、同法第 41 条第 1 項の更正手続開始の決定を受けたものについては、その旨を証する書類を提出した場合にあっては、更正手続開始の申立てをしなかったもの又は申立てをなされなかったものとみなす。
- ⑨ 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法附則第 2 条による廃止前の和議法第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てをしているもの。
- ⑩ 平成 12 年 4 月 1 日以降に民事再生法第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしているもの又は申立てをなされているもの。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けたもので、同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定がされたものについては、その旨を証する書類を提出した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかったもの又は申立てをなされなかったものとみなす。

(4) 申請の制限

- ① 本募集要項に基づく申請は、1 法人等につき 1 件とします。
- ② 単独で申請した法人等又はグループ構成員である法人等が他のグループ（J V）申請の構成員である法人等が他の J V 構成員となることはできません。

## 1 4. 指定管理者の義務

(1) 公平かつ公正な施設の利用

条例、規則等に基づき、公平かつ公正な施設利用に努めること。

(2) 秘密保持義務

「枚方市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例」（以下、「手続条例」という。）第 14 条「秘密保持義務等」に従い、両施設の管理を通じて取得した個人情報の取扱いについて適切な保護措置を行ってください（「枚方市個人情報保護条例」に基づき、個人情報の漏えい、滅失または毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じていただきます。また、第三者に全部または一部を委託する業務において、取り扱われる個人情報の安全管理が図られるよう、当該委託を受けたものに対し必要かつ適切な監督を行ってください）。

(3) 労働関係法令の遵守

両施設の管理運営業務に関し、業務に従事する者の労働に関する権利を保障するため、次に掲げる法律のほか労働関係法令を遵守してください（本募集要項公開時点において、施行済みの法令・条例等を含みます）。

労働基準法、労働組合法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、雇用保険法、男女雇用機会均等法、健康保険法、厚生年金保険法など。

(4) 情報公開への対応

事業計画書等の申請者からの応募書類一式は、「枚方市情報公開条例」に基づく公開請求の対象となります。また、指定管理者として指定された法人等の財務状況等について、自ら積極的に公開していただきます。

## (5) 施設の利用者等からの意見・要望等への対応

本市は、職員の職務執行に対する意見、要望等の内容を記録し、内容を的確に把握するとともに、適正な公務の執行及び健全な市政の運営の確保を図ることを目的とし、「職務の執行に対する意見、要望等の記録等に関する条例」を施行しています。同条例に準拠して、記録等の対応を行っていただきます。

## (6) 文書の管理・保存

指定管理者が業務に伴って作成し、又は受領した文書等は、法人等内部において別途文書管理に関する規定等を定め、適正に管理・保存することとします。また、指定期間終了後において、市の指示に従って引き渡していただきます。

## (7) 環境への配慮

指定管理者は管理業務遂行に当たり、次に掲げる環境への配慮に留意するものとします。

- ① 環境に配慮した商品・サービスの購入（グリーン購入）を推進し、また廃棄に当たっては資源の有効活用や適正処理を図ること。
- ② 電気・ガス・ガソリン等のエネルギー使用量削減に向けた市の設定する目標を達成するよう、取組みを推進すること。
- ③ 化学物質・感染性廃棄物等リスク管理を行い、環境や人に影響を及ぼす事故を防止すること。
- ④ 施設の利用者等に対して環境の保全及び創造に関する情報提供に努めるとともに、業務に関わる者に対する教育及び学習の推進に努めること。

## (8) 保険への加入

施設・事業における事故等に備え、適切な保険に加入してください。

## (9) 指定管理者名等の表示

両施設が、指定管理者により管理運営されていることを示すため、指定管理者名と設置者としての市の連絡先を施設内に表示するとともに、利用料金表等や施設案内パンフレット等にも明記してください。

## (10) 公正採用への対応

「大阪府公正採用選考人権啓発推進員設置要綱」又は「大阪労働局公正採用選考人権啓発推進員設置要綱」に基づき、一定規模の事業所において「公正採用選考人権啓発推進員」を設置してください。

《一定規模の事業所》とは、

- ① 常時使用する従業員数が25人以上の事業所
- ② 上記①のほか大阪府知事又は公共職業安定所長が適当と認める事業所

なお、大阪府以外に事業所を有する場合は、各都道府県における公正採用にかかる基準に準拠した対応を行ってください。

## (11) 障害者法定雇用率達成への対応

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、法定雇用率の達成を課しており、申請段階で未達成の法人等は、雇用率が達成できるよう事業計画書で提案してください。

## (12) 人権研修の実施

指定管理者は、両施設の管理業務に関し、業務に従事するものが人権について正しい認識を持って業務を遂行できるよう人権研修を行ってください。また、具体的な内容を事業計画書に記載してください。

## (13) 男女共同参画等に関する取組みについて

育児・介護への取組みやセクシュアル・ハラスメント、パワーハラスメントの防止対策など、法に基づく整備を行ってください。また、具体的な内容を事業計画書に記載してください。

## (14) モニタリング

指定管理者は、市民サービス向上の観点からセルフモニタリングの計画を提案するとともに、市・教育委員会が

行うモニタリングを受けていただきます。これらをもとに指定管理者は、日々業務の改善に努めることとします。改善指示等に従わない場合、指定の取消し等を行うことがあります。

#### (15) 障害者差別解消に関する取組みについて

障害者への理解を深め、障害を理由として正当な理由なくサービスの提供等に際し不当な差別的取り扱いをしないこと。また、障害のある方から社会的障壁を取り除くための何らかの配慮を求める意思の表明があった場合に合理的配慮を行うことなど、障害者差別解消法に基づく対応を行ってください。

### 15. 提出書類

事業計画書、収支予算書には、両施設の設置目的等、管理の基準等を踏まえ管理運営を行うに当たって基本的な考え方とその実現方策等を具体的に記入してください。提出書類については、A4判縦長横開きファイルに綴り、正本1部・各写し9部を同時に提出してください。

#### (1) 指定申請書（様式第1号）

#### (2) 事業計画書（様式第2号）

各年度（令和5～9年度）それぞれにおいて作成してください（指定期間共通であればその旨、事業計画書に記載してください）。

また、「事業計画書（様式第2号）」については、次表の制限枚数以内で作成して下さい（図、表等を含む。）ただし、グループ（JV）の場合は、「1. 申請団体の経営方針等に関する事項」については、構成員ごとに作成が必要ですが、制限枚数はグループ全体のものとします。

用紙はA4サイズ、文字サイズは10.5ポイント以上とします。また、A4サイズ片面を1枚と換算します。

要求事項	制限枚数
1. 申請団体の経営方針等に関する事項	
①経営方針	3枚以内
②指定管理者の指定を申請した理由	3枚以内
③経営の継続性・安定性	3枚以内
2. 施設の経営方針に関する事項	
①施設の現状に対する考え方及び将来展望	3枚以内
②施設の運営に関する計画	
ア) 管理経費・管理体制の提案	6枚以内
イ) 改善提案（生涯学習市民センター）	10枚以内
ウ) 改善提案（図書館）	10枚以内
エ) 事業提案（生涯学習市民センター）	10枚以内
オ) 事業提案（図書館）	10枚以内
カ) 利用者対応提案	6枚以内
3. 施設の管理に関する事項	10枚以内
4. 情報公開及び個人情報保護の措置に関する事項	3枚以内
5. 緊急時における対策に関する事項	3枚以内
6. その他	5枚以内

※上記以外の資料の提出は認めません。ただし、パンフレット等の会社概要については、構成員ごとに1部の添付が可能です。

※本市が求める人員体制（p.21別表2「管理運営状況一覧表」の管理運営体制に記載）を満たしていることが分かるような人員配置表・ローテーション表（様式自由）を添付すること。なお、ローテーション表は、「3. 施設の管

理に関する事項」の制限枚数に含むこと。

### (3) 収支予算書（様式第3号）及び収支予算内訳書（感染症対策経費）

各年度（令和5～9年度）それぞれにおいて作成してください（消費税率は10%として積算してください）。

インフルエンザウイルス、新型コロナウイルス等の感染症対策に係る経費は、収支予算書【様式第3号】に合計金額を計上するとともに、収支予算内訳書（感染症対策経費）に詳細を記載してください。当該経費の取扱いについては、本募集要項「12. 経理に関する事項（8）感染症対策に係る経費について」を参照してください。

### (4) 事業計画 確認事項一覧 **別紙5**

提案に当たっての確認事項について事業計画書【様式第2号】の概要を簡潔に記入してください（文化生涯学習課メールアドレスまでデータを提出してください。また、この書類は、指定管理者選定委員会における審査の参考資料として活用させていただくとともに、指定管理者選定委員会の答申後、公開します）。

用紙はA4サイズ、15枚以内、文字サイズは10.5ポイント以上とします。また、A4サイズ片面を1枚と換算します。

### (5) 指定申請書添付書類

グループ（JV）の場合は、構成企業ごとに添付書類の作成をお願いします。

- ① 法人等の定款又は寄付行為の写し（法人以外の団体にあつては、規約等の写し）及び登記簿謄本（申請日前2か月以内に取得したもの）
- ② 法人等の代表者並びに役員の名・履歴（市販の履歴書その他）
- ③ 法人等の現事業年度における事業計画書及び収支予算書（収支予算書を作成していない法人等においても新たに作成し提出すること。）
- ④ 直近の3事業年度（現事業年度を含まず、それ以前の3事業年度）にかかる事業報告書
- ⑤ 前事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの
- ⑥ 納税証明書

国税：「申告所得税」又は「法人税」及び「消費税」について未納税額が無いことを証明する「納税証明書」（税務署様式その3-2又は3-3）を提出してください。

市税：枚方市内に事業所を有する場合は、上記に加え市税（軽自動車税・事業所税・法人市民税等）にかかる徴収金を完納していることを証する滞納無証明書を提出してください。

※ 納税証明書原本を申請書正本に綴り、申請書写しには納税証明書及び滞納無証明書写しを綴ってください。

※ 非課税法人等にあつては、非課税法人であることを証する書類等を提出してください。

- ⑦ 申請団体がISO9001及びISO14001の認証等を取得している場合は、ISO認証取得証明書（写）
- ⑧ 指定管理者又は業務受託者としての当該施設と同種の施設の管理運営事業の実績を有していることを証する書類等（協定書（写）、契約書（写）など）
- ⑨ 団体又はその代表者が指定管理者として行う業務に関連する法規に違反した場合において、講じた改善策の内容を証する書類等（労働基準監督官の是正勧告書に対する報告書（写）など）

※ 該当する法規違反が無い場合は、無いことを証する文書を、申請代表者が記名押印し、提出してください。

### (6) 共同事業体協定書

グループ（JV）を構成して申請する場合は、共同事業体協定書を提出してください。「共同事業体協定書」（別紙6）の様式で提出してください。

## 16. 複数の法人等が構成するグループ（JV）で申請する際の留意事項

- (1) 本市との協議・調整は代表団体との間において行います。
- (2) 指定申請書【様式第1号】の記名については、グループ（JV）を構成するすべての法人等が行うこととし、グループ（JV）には適切な名称を付け、その名称により申請を行ってください。
- (3) 「15. 提出書類（5）指定申請書添付書類」は、グループ（JV）構成員ごとに提出してください。
- (4) 申請については1グループ（JV）につき1件までとし、1のグループ（JV）の構成員となった法人等については、他のグループ（JV）の構成員、あるいは単独で申請を行うことはできません。

## 17. 募集要項・指定申請書・様式等の配布・閲覧

### (1) 配布期間

7月19日（火）～9月9日（金）9時～12時、13時～17時、最終日（9月9日）は15時まで。  
ただし、土・日・祝日は配布及び閲覧を行いません。

### (2) 配布場所

〒573-8666 枚方市大垣内町2-1-20（枚方市役所別館3階）

観光にぎわい部 文化生涯学習課 電話 072-841-1409

E-mail: [bunshin@city.hirakata.osaka.jp](mailto:bunshin@city.hirakata.osaka.jp)

※ 募集要項、基本仕様書及び申請書等様式、文化生涯学習課及び中央図書館のホームページからもダウンロードできます。

文化生涯学習課ホームページ <http://www.city.hirakata.osaka.jp/0000046024.html>

中央図書館ホームページ <http://www.city.hirakata.osaka.jp/0000046025.html>

### (3) 施設に関する竣工図面の閲覧

閲覧期間：7月19日（火）～9月9日（金）9時～12時、13時～17時、最終日（9月9日）は15時まで。  
ただし、土・日・祝日は閲覧できません。

閲覧場所：観光にぎわい部 文化生涯学習課 電話 072-841-1409

閲覧方法：申請予定法人名、担当者名、電話番号、ファクス番号、メールアドレス等を記載した「閲覧申込書」（様式自由）を作成し、閲覧希望日時を明記のうえ、閲覧希望日前日までに文化生涯学習課メールアドレスまで送信してください。メール送信後、「閲覧申込書」をメールで送信したことを、文化生涯学習課まで電話で連絡をお願いします。

E-mail: [bunshin@city.hirakata.osaka.jp](mailto:bunshin@city.hirakata.osaka.jp)

※ 資料の持ち出しは禁止します。ただし、デジタルカメラ等による複写は可能です。

## 18. 現地説明会及び質疑期間

### (1) 現地説明会

- ① 津田施設 7月25日（月） 14時50分～15時40分  
施設3階ロビー（生涯学習市民センターロビー）集合（集合時間14時45分厳守）
- ② 楠葉施設 7月25日（月） 16時25分～17時15分  
施設2階ロビー（生涯学習市民センターロビー）集合（集合時間16時20分厳守）

※現地説明会は施設見学のみで、質疑は受付できませんのでご注意ください。

### (2) 現地説明会参加方法

現地説明会参加申込書（様式）に記入のうえ、文化生涯学習課メールアドレス（[bunshin@city.hirakata.osaka.jp](mailto:bunshin@city.hirakata.osaka.jp)）まで送信してください。メール送信後、現地説明会の参加申込みをメールで送信したことを、文化生涯学習課まで

電話で連絡をお願いします。

(参加申込期限は7月22日(金)15時です。出席者は1法人につき2人以内とします。)

### (3) 質疑期間

7月25日(月)～8月1日(月)15時必着。文化生涯学習課メールアドレス ([bunshin@city.hirakata.osaka.jp](mailto:bunshin@city.hirakata.osaka.jp)) まで送信してください。

質問は「楠葉・津田施設指定管理者指定申請に関する質問表」に箇条書きにするなど内容を簡潔にまとめて文化生涯学習課メールアドレス ([bunshin@city.hirakata.osaka.jp](mailto:bunshin@city.hirakata.osaka.jp)) まで送信して下さい。メール送信後、「楠葉・津田施設指定管理者指定申請に関する質問表」をメールで送信したことを、文化生涯学習課まで電話で連絡をお願いします。

なお、電話、口頭による質疑は受付できませんので、ご注意ください。

### (4) 回答公開日時

8月10日(水)～9月9日(金)15時までの間、文化生涯学習課ホームページに掲載します。

ただし、公表することにより申請者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあるものについては当該質問者のみに回答を通知します。

※回答内容は、本件募集要項・基本仕様書等と一体のものとして取り扱いますので、必ず参照してください。

## 19. 申請書受付

### (1) 申請期間

8月10日(水)～9月9日(金)9時～12時、13時～17時(最終日9月9日の受付終了時間は15時)

※事前に日時を連絡のうえお越してください。

### (2) 申請場所

観光にぎわい部 文化生涯学習課(枚方市役所別館3階)

### (3) 留意事項

- ① 受付時に身分証明書(窓口に来られた方の本人確認書類及び申請団体との関係がわかるもの(社員証等))をご呈示いただきます。
- ② 受付終了後は、理由の如何に関わらず受付を行いません。また、提出された書類は、受付期間終了において本市が認める場合を除き、変更・追加は認めないものとします。
- ③ 郵送、Eメール等による受付は行いません。必ず文化生涯学習課まで持参してください。申請される前日までに、文化生涯学習課に電話で申請受付の予約をしてください。  
観光にぎわい部 文化生涯学習課 電話 072-841-1409  
ただし、土・日・祝日は受付を行いません。
- ④ 応募書類の記載内容に虚偽があった場合は、失格とします。また、不備があった場合も同様の取扱いとする場合があります。
- ⑤ 本募集要項18.(4)の質疑に対する回答を踏まえた内容で申請してください。
- ⑥ 応募書類は理由の如何を問わず返却しません。
- ⑦ 応募に関する一切の費用は、申請者の負担とします。
- ⑧ 応募書類の著作権は応募者に帰属しますが、選定時において必要な場合は、応募書類の内容を無償で使用できるものとします。
- ⑨ 複数申請は不可とします。(本募集に関し、1のグループ(JV)の構成員となった法人等は、単独あるいは他のグループ(JV)の構成員となって応募することはできません。)

なお、本市が募集する他施設に重複して応募することは可能です。この場合、選定の結果、複数の指定候補者として選定されたときは、すべての施設における履行責任を負うこととなります。

## 20. 選定について

### (1) 選定の方法

手続条例第15条の規定に基づき、「枚方市指定管理者選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）を置き、申請書類等に基づく調査、審議を実施し、指定候補者を選定します。

### (2) 枚方市指定管理者選定委員会の構成

学識経験のある者	2人
指定施設の管理運営について専門的知識を有する者	3人

### (3) プレゼンテーション

選定委員会では、申請団体等からの事業計画提案内容について、プレゼンテーションを行う予定です。日程は、10月2日（日）を予定していますが、都合により変更する場合がありますので予めご了承ください。時間・実施方法については、事務に申請法人等（グループ（JV）の場合は代表団体）に通知します。

プレゼンテーションは、提出された事業計画の内容について、**別紙5**「事業計画 確認事項一覧」の確認事項順に説明していただきます。

なお、申請書類等の提出時に添付していなかった資料を新たに提出することはできませんので、ご注意ください。

### (4) 留意事項

- ① 募集の結果、申請団体等が1団体であった場合、若しくは基礎審査・内容審査の結果、1団体となった場合においても、指定管理者の指定については契約（請負）ではなく管理代行（行政処分）であることから、「枚方市契約規則」第34条第1項の規定を適用しません。手続条例第4条1項の規定に基づき、指定施設の設置の目的に則してその管理を効率的かつ効果的に行うことができるものか等適否について審査を行います。
- ② 本要項に記載する提案に当たっての確認事項の水準を一つでも満たしていない場合については、失格とすることがあります。
- ③ 申請団体等は、選定委員会委員に対し、本件申請について接触することを禁じます。接触の事実が認められた場合には、失格とすることがあります。
- ④ 法令違反、その他社会通念上疑義のある行為等を禁じます。申請団体等は、疑義が生じる可能性がある行為等を把握した場合は、速やかに市・教育委員会に報告してください。報告がない場合は、失格とすることがあります。
- ⑤ 選定の結果、応募者名、審査結果の概要等は公開します。また、当落に関わらず提出のあった申請書類一式については、情報公開請求により「枚方市情報公開条例」の規定に基づきする場合があります。
- ⑥ プレゼンテーションの内容は、会議録作成のため補助的に録音させていただきます。また、会議録は、答申後に公表する取り扱いとしております。

## 21. 指定管理者の指定について

本市が選定委員会からの指定候補者選定結果の答申を受け、市議会に指定候補者を指定管理者とする議案（指定議案）の提出を行います。

この指定の承認を得る議案が可決された場合、可決後に指定管理者として指定します。

## 22. 指定管理者指定後の手続等

指定期間内に指定管理者が行う業務の範囲等について協議・調整を行い、指定期間における基本的な事項を定め

た「基本協定書」を締結します。また、年度毎に「年度協定書」を締結します。

### 23. 指定管理者の形態変更等による再指定について

法人格の取得・変更、合併・分割、共同事業体の構成変更など、指定管理者に形態変更等が生じた場合については、原則として、再度、指定の手続きが必要となります。ただし、団体の事業内容や財務内容、組織等の点から判断して団体としての同一性が認められる場合については、この限りではありません。この点については、個々の事例ごとに、指定の根拠となる事項（団体の特性や経営基盤、事業計画など）に変更が生じるか否かも含めて検討し、判断するものとします。

したがって、形態変更等が生じた場合は、その程度の如何を問わず、速やかに市に報告してください。

### 24. 事務引継ぎについて

指定期間終了後の指定管理業務の引継ぎについては、市が定める期間内に次期指定管理者が支障なく円滑に業務を実施できるよう、引継ぎを行うこととします。引継ぎに必要な書類・データ等は市に提出してください。

### 25. その他

#### (1) SDGsの取り組みについて

本市では、SDGsの達成に向けてさらなる取り組みを進めるため、令和3年7月に「枚方市 SDGs 取組方針～人とまち、その未来の笑顔につなげていくため、わたしたちは行動する～」を策定し、まちづくりの根幹にSDGsの浸透を図っているところです。指定管理者においても、本市におけるSDGsの取り組みの趣旨に沿った管理運営をお願いします。

#### (2) ネーミングライツの導入について

本市では、行財政改革等の一環として、市有施設へのネーミングライツの導入を進めています。本施設についても、今後、ネーミングライツを導入する場合がありますが、その際は、指定管理者の施設管理・施設運営の不利益とならないよう、ネーミングライツを取得した企業等と別途協議を行うこととしています。

別表 1

リスク分担表

以下のリスク分担表において、見込まれていない特段の事情が生じた場合は、別途協議します。

リスクの種類	リスクの内容	負担者	
		市	指定管理者
物価変動	人件費、物品購入費用等の物価変動に伴う経費の増		○
金利変動	金利変動に伴う経費の増		○
管理運営業務開始後における法令等の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令等の変更	○	
	指定管理者の事業者としての存在等に影響を及ぼす法令等の変更	○	
申請に要する費用	指定申請に要する費用等		○
管理運営にかかる資金調達	管理運営にかかる資金調達		○
業務引継に要する費用	業務引継に要する費用		○
行政上の理由による事業の変更	行政上の理由から、施設管理の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の施設管理運営における当該事情により増加した経費	○	
修繕等にかかる経費（注1）	経年的な劣化に伴うもの（小規模なもので、1件当たり30万円未満の修繕費）		○
	経年的な劣化に伴うもの（指定管理者の責めに帰すことのできない損傷で、上記以外のもの）	○	
	第三者の行為により生じたもので、相手方が特定できないもの（小規模なもので、1件当たり30万円未満の修繕費）		○
	第三者の行為により生じたもので、相手方が特定できないもの（上記以外のもの）	○	
	当該施設の設置目的等を損なわない範囲で、指定管理者が自主的に施設・設備の一部を変更・改修・整備した場合【原状回復に要する費用を含む】		○
	生涯学習市民センター及び図書館の魅力アップのための施設・備品等の改修・改善		○
	30万円以上で緊急性の高いもの		別途協議
	天災、その他、指定管理者の責めによらない場合		別途協議
周辺地域・利用者等への対応	苦情対応含む全般		○
安全性の確保	維持管理業務にかかる安全性等の確保		○
損害賠償	管理運営事業・維持補修業務の過程における第三者へ損害を与えた場合（指定管理者としての注意義務を怠ったことにより、施設利用者や第三者へ損害を与えた場合を含む）		○
事業の中止・延期	建物の損傷等を主な事由とする場合	○	
	事業者の責任・破綻によるもの		○
運営リスク（注2）	管理上の瑕疵による施設・設備・備品の不備による事故や火災等による臨時休館等に伴う運営リスク		○
	管理上の瑕疵によらない施設・設備・備品の不備による事故や火災等による臨時休館等に伴う運営リスク（不可抗力によるものを含む）		別途協議

（注1）指定管理者が負担する修繕等に係る経費は、年間510万円を見込んでいます。

（注2）「運営リスク」における「不可抗力」とは、天災（地震、津波、落雷、暴風雨、洪水、異常気象、土砂崩壊等）、感染症拡大等、人災（戦争、テロ、暴動等）、その他市及び指定管理者の責めに帰すことのできない事由を言います。

別表2 管理運営状況一覧表

	現行の管理運営体制【1施設】	令和5年度以降の管理運営体制【1施設】
管理運営の体制	<p>1 職員体制等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総括責任者 1人</li> <li>・副総括責任者 1人</li> <li>・生涯学習市民センター所長（総括または副総括と兼務可） 生涯学習や地域活動等の経験があるなど専門スタッフとしての専門知識を持つとともに、正社員としての従事経験を有していること。</li> <li>・図書館長（総括または副総括と兼務可） 3年以上の図書館勤務経験を有する者であるとともに、正社員としての従事経験を有する者であること。</li> <li>・生涯学習業務リーダー 1人</li> <li>・生涯学習業務サブリーダー 複数人 生涯学習業務リーダーとサブリーダーは、生涯学習や地域活動等の経験があるなど専門スタッフとしての専門知識、従事経験を有していること。なお、生涯学習業務リーダーは正社員であること。</li> <li>・図書館業務リーダー 1人</li> <li>・図書館業務サブリーダー 複数人 図書館業務リーダー・サブリーダーは、司書資格及び、図書館勤務経験を有していること。なお、図書館業務リーダーは正社員であること。</li> <li>・スタッフ 複数人 図書館業務に従事するスタッフは、概ね70パーセントが司書・司書補・司書教諭のいずれかの資格を有しているか、または平成30年度中に資格取得見込であること。</li> </ul> <p>【開館時間を通じたローテーション勤務体制】</p> <p>指定管理者は現行体制を参考として、業務繁忙時にも対応できるよう、施設に必要な従事者を適正に配置し、利用者サービス向上に繋がるような勤務体制を構築し、労働関係法令を遵守した勤務体制となるよう留意してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生涯学習市民センターでは、昼間時間帯（8時45分～17時15分）は4人以上の配置とし、そのうちの2人は、生涯学習市民センター所長・生涯学習業務リーダー・サブリーダーによる交代制勤務とする。なお、夜間時間帯は2人以上の配置とする。</li> <li>・図書館では、開館時間中のスタッフのみによる運営は認めない。図書館長・図書館業務リーダー・サブリーダーによる交代制勤務とする。</li> <li>・図書館カウンターには2人以上配置し、繁忙状況により増員すること。</li> </ul> <p>2 休館日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎月第4月曜日（祝日と重なった場合は開館）</li> <li>・年末年始（12/29～翌年1/3）</li> <li>・蔵書点検等による臨時休館（図書館のみ・不定期）</li> </ul>	<p>1 職員体制等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総括責任者 1人</li> <li>・副総括責任者 1人</li> <li>・生涯学習市民センター所長（総括または副総括と兼務可） 生涯学習や地域活動等の経験があるなど専門スタッフとしての専門知識を持つとともに、正社員としての従事経験を有する者であること。</li> <li>・図書館長（総括または副総括と兼務可） 3年以上の図書館勤務経験を有する者であるとともに、正社員としての従事経験を有する者であること。</li> <li>・生涯学習業務リーダー 1人</li> <li>・生涯学習業務サブリーダー 複数人 生涯学習業務リーダーとサブリーダーは、生涯学習や地域活動等の経験があるなど専門スタッフとしての専門知識、従事経験を有する者であること。なお、生涯学習業務リーダーは正社員であること。</li> <li>・図書館業務リーダー 1人</li> <li>・図書館業務サブリーダー 複数人 図書館業務リーダー・サブリーダーは、司書資格及び、図書館勤務経験を有する者であること。なお、図書館業務リーダーは正社員であること。</li> <li>・スタッフ 複数人 図書館業務に従事するスタッフは、概ね70パーセントが司書・司書補・司書教諭のいずれかの資格を有しているか、または令和5年度中に資格取得見込であること。</li> </ul> <p>【開館時間を通じたローテーション勤務体制】</p> <p>指定管理者は現行体制を参考として、業務繁忙時にも対応できるよう、施設に必要な従事者を適正に配置し、利用者サービス向上に繋がるような勤務体制を構築し、労働関係法令を遵守した勤務体制となるよう留意してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生涯学習市民センターでは、昼間時間帯（8時45分～17時15分）は4人以上の配置とし、そのうちの2人は、生涯学習市民センター所長・生涯学習業務リーダー・サブリーダーによる交代制勤務とする。なお、夜間時間帯は2人以上の配置とする。</li> <li>・災害時等については、市の承認を受けた場合に限り、一時的に配置人数を変更することができる。</li> <li>・図書館では、開館時間中のスタッフのみによる運営は認めない。図書館長・図書館業務リーダー・サブリーダーによる交代制勤務とする。</li> <li>・図書館カウンターには2人以上配置し、繁忙状況により増員すること。</li> </ul> <p>2 休館日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎月第4月曜日（祝日と重なった場合は開館）</li> <li>・年末年始（12/29～翌年1/3）</li> <li>・蔵書点検等による臨時休館（図書館のみ・不定期）</li> </ul>

## 別表 3

## 利用・運営・収支状況一覧表

## ①楠葉生涯学習市民センター

	施設名称	利用可能枠 (枠)	利用数 (枠)	利用率 (%)	利用料総額 (円)	減免枠数 (枠)	減免総額 (円)
H30 年度	第1集会室	966	535	55.4	6,523,250	1,227	1,220,150
	第1和室	627	413	65.9			
	保育室	972	477	49.1			
	第2和室	889	585	65.8			
	第2集会室	889	647	72.8			
	第3集会室	891	603	67.7			
	大集会室	888	670	75.5			
	第4集会室	960	684	71.3			
	第5集会室	1,317	770	58.5			
	音楽室	1,317	993	75.4			
	録音室	972	54	5.6			
	視聴覚室	1,308	934	71.4			
	美術室	968	586	60.5			
	料理室	953	471	49.4			
	施設合計	13,917	8,422	60.5			
R1 年度	第1集会室	846	456	53.9	5,856,500	1,199	1,156,850
	第1和室	848	306	36.1			
	保育室	842	387	46.0			
	第2和室	845	553	65.4			
	第2集会室	845	627	74.2			
	第3集会室	847	595	70.2			
	大集会室	827	641	77.5			
	第4集会室	849	587	69.1			
	第5集会室	1,141	588	51.5			
	音楽室	1,147	869	75.8			
	録音室	839	27	3.2			
	視聴覚室	1,143	754	66.0			
	美術室	842	473	56.2			
	料理室	841	398	47.3			
	施設合計	12,702	7,261	57.2			
R2 年度	第1集会室	563	259	46.0	3,141,700	406	367,650
	第1和室	363	167	46.0			
	保育室	563	148	26.3			
	第2和室	520	216	41.5			
	第2集会室	563	364	64.7			
	第3集会室	563	371	65.9			

	大集会室	518	292	56.4			
	第4集会室	563	315	56.0			
	第5集会室	763	346	45.3			
	音楽室	705	343	48.7			
	録音室	520	4	0.8			
	視聴覚室	705	372	52.8			
	美術室	563	257	45.6			
	料理室	563	202	35.9			
	施設合計	8,035	3,656	45.5			
R3 年 度	第1集会室	823	368	44.7	4,636,850	864	806,050
	第1和室	541	253	46.8			
	保育室	823	248	30.1			
	第2和室	823	414	50.3			
	第2集会室	823	564	68.5			
	第3集会室	824	525	63.7			
	大集会室	823	504	61.2			
	第4集会室	823	492	59.8			
	第5集会室	1,115	499	44.8			
	音楽室	1,115	567	50.9			
	録音室	823	6	0.7			
	視聴覚室	1,115	593	53.2			
	美術室	823	387	47.0			
	料理室	824	333	40.4			
施設合計	12,118	5,753	47.5				

※H30・R1・2年度は実績。R3年度は実績見込み。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響のため、一部期間において休館、定員減少の期間がありました。

②楠葉図書館

項目		令和元年度	令和2年度	令和3年度	
蔵書冊数など	開館日数	344	308	342	
	購入冊数	成人(冊)	2,832	2,228	1,734
		児童(冊)	941	1,197	870
		合計(冊)	3,773	3,425	2,604
	寄贈受入冊数	成人(冊)	1,222	863	1,038
		児童(冊)	498	444	378
		合計(冊)	1,720	1,307	1,416
	除籍冊数 ※備品雑誌の除籍冊数 を含まない	成人(冊)	3,215	5,544	3,207
		児童(冊)	1,962	1,337	1,268
		合計(冊)	5,177	6,881	4,475
蔵書冊数	成人(冊)	62,071	58,621	58,187	
	児童(冊)	25,742	26,785	26,769	
	合計(冊)	87,813	85,406	84,956	
利用状況	貸出冊数	成人(冊)	332,734	262,107	355,677
		児童(冊)	140,928	106,988	169,542
		合計(冊)	473,662	369,095	525,219
	1日平均貸出冊数	成人(冊)	967.25	850.99	1,039.99
		児童(冊)	409.67	347.36	495.74
		合計(冊)	1,376.92	1,198.35	1,535.73
	予約受付件数	成人(件)	102,139	105,086	118,054
		児童(件)	26,048	28,050	29,470
		合計(件)	128,187	133,136	147,524
	延べ利用者数 (延べ貸出人数)	成人(人)	198,338	169,687	223,466
		児童(人)	16,410	11,638	30,161
		合計(人)	214,748	181,325	253,627
	新規登録者数	成人(人)	938	550	708
		児童(人)	417	191	369
		合計(人)	1,355	741	1,077
	団体貸出	団体数(団体)	72	50	40
		貸出冊数(冊)	7,949	4,558	5,256
	複写	件数(件)	900	442	569
		枚数(枚)	2,889	1,704	2,412
	リサイクル図書	譲与人数(人)	1,172	1,065	1,272
		譲与冊数(冊)	3,977	4,336	5,027
子ども向け行事	回数(回)	58	39	63	
	参加者数(人)	1,816	899	2,547	
集会室利用回数(回)		268	30	86	
対面読書(対面朗読)	実利用者数(人)	2	1	2	
	実施回数(回)	101	5	1	

③津田生涯学習市民センター

	施設名称	利用可能枠 (枠)	利用数 (枠)	利用率 (%)	利用料総額 (円)	減免枠数 (枠)	減免総額 (円)
H30 年度	和室	972	584	60.1	4,229,500	1,559	1,908,800
	保育室	974	355	36.4			
	料理室	974	312	32.0			
	音楽室	1,321	983	74.4			
	ホール	973	772	79.3			
	第1集会室	973	539	55.4			
	第2集会室	1,321	635	48.1			
	第3集会室	974	432	44.4			
	フリールーム	1,321	851	64.4			
	録音室	974	503	51.6			
	施設合計	10,777	5,966	55.4			
R1 年度	和室	922	456	49.5	3,621,700	1,390	2,198,700
	保育室	922	302	32.8			
	料理室	922	321	34.8			
	音楽室	1,247	868	69.6			
	ホール	922	661	71.7			
	第1集会室	922	500	54.2			
	第2集会室	1,247	583	46.8			
	第3集会室	922	384	41.6			
	フリールーム	1,247	725	58.1			
	録音室	922	473	51.3			
	施設合計	10,195	5,273	51.7			
R2 年度	和室	563	158	28.1	1,819,100	573	749,000
	保育室	563	108	19.2			
	料理室	563	149	26.5			
	音楽室	705	402	57.0			
	ホール	520	293	56.3			
	第1集会室	563	235	41.7			
	第2集会室	763	274	35.9			
	第3集会室	563	173	30.7			
	フリールーム	763	393	51.5			
	録音室	563	205	36.4			
	施設合計	6,129	2,390	39.0			
R3 年度	和室	830	251	30.2	2,342,250	1,228	1,530,550
	保育室	830	183	22.0			
	料理室	830	230	27.7			
	音楽室	1,123	645	57.4			

ホー ル	830	507	61.1			
第 1 集会室	830	319	38.4			
第 2 集会室	1,123	445	39.6			
第 3 集会室	830	241	29.0			
フリールーム	1,123	576	51.3			
録音室	830	277	33.4			
施設合計	9,179	3,674	40.0			

※H30・R1・2年度は実績。R3年度は実績見込み。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響のため、一部期間において休館、定員減少の期間がありました。

④津田図書館

項目		令和元年度	令和2年度	令和3年度	
蔵書冊数など	開館日数	344	308	342	
	購入冊数	成人(冊)	2,184	2,124	1,811
		児童(冊)	998	1,203	820
		合計(冊)	3,182	3,327	2,631
	寄贈受入冊数	成人(冊)	617	537	708
		児童(冊)	82	298	259
		合計(冊)	699	835	967
	除籍冊数 ※備品雑誌の除籍冊数 を含まない	成人(冊)	1,936	3,200	2,089
		児童(冊)	891	1,312	228
		合計(冊)	2,827	4,512	2,317
	蔵書冊数	成人(冊)	76,670	74,904	75,008
		児童(冊)	25,525	25,452	26,166
合計(冊)		102,195	100,356	101,174	
利用状況	貸出冊数	成人(冊)	140,202	115,470	154,533
		児童(冊)	77,361	55,311	93,122
		合計(冊)	217,563	170,781	247,655
	1日平均貸出冊数	成人(冊)	407.56	374.90	451.85
		児童(冊)	224.88	179.58	272.29
		合計(冊)	632.44	554.48	724.14
	予約受付件数	成人(件)	33,625	31,998	37,266
		児童(件)	11,960	7,597	9,424
		合計(件)	45,585	39,595	46,690
	延べ利用者数 (延べ貸出人数)	成人(人)	73,298	65,046	83,926
		児童(人)	8,563	6,790	18,496
		合計(人)	81,861	71,836	102,422
	新規登録者数	成人(人)	429	290	365
		児童(人)	391	102	286
		合計(人)	820	392	651
	団体貸出	団体数(団体)	45	24	31
		貸出冊数(冊)	5,918	2,700	3,884
	複写	件数(件)	374	154	314
		枚数(枚)	992	404	986
	リサイクル図書	譲与人数(人)	955	1,052	993
		譲与冊数(冊)	3,659	4,190	4,340
子ども向け行事	回数(回)	50	11	65	
	参加者数(人)	2,888	2,894	26,862	
集会室利用回数(回)		104	3	57	
対面読書(対面朗読)	実利用者数(人)	0	0	0	
	実施回数(回)	0	0	0	

## 別表 4

## 経費の推移

## ① 収入

(単位：円)

費目	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績
指定管理料	207,454,000	209,382,019	211,293,000
雑収入(事業売上・コピー代)	962,280	193,721	175,493
合 計	208,416,280	209,575,740	211,468,493

指定管理料については、新型コロナウイルスを理由とした精算を行ったため、年度により変動があります。

## ② 支出

(単位：円)

費目	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績
人件費	117,094,174	128,695,698	128,508,236
光熱水費	15,706,055	13,341,505	14,361,958
旅費交通費	482,605	192,865	166,022
通信運搬費	1,854,080	2,019,064	1,816,836
事業費	2,272,481	1,115,083	1,607,221
事務費	5,915,272	5,674,147	5,887,440
広告宣伝費	1,112,746	838,195	1,371,895
設備管理費	14,198,261	13,953,034	14,260,878
清掃費	11,885,600	11,933,000	11,933,000
警備費	1,481,000	1,495,000	1,495,000
修繕費	2,500,306	2,704,410	2,599,745
一般管理費	29,971,432	33,116,277	34,544,664
合 計	204,474,012	215,078,278	218,552,895

## 別表 5

## 令和元年度実施事業一覧

## 【楠葉生涯学習市民センター】

## ①生涯学習事業（提案事業）

	【事業名】
1	ひらまなカレッジ vol.3 金融セミナー「人生 100 年時代のお金の使い方」
2	ひらまなカレッジ vol.4 食のセミナー「チーズを美味しく楽しむ会」
3	ひらまなカレッジ vol.5 金融セミナー「家計を守る初めての資産運用～NISA 編～」
4	ひらまなカレッジ vol.6 食のセミナー「きき酒師が教える 日本酒セミナー」
5	ひらまなカレッジ vol.7 健康セミナー「骨・カルシウムセミナー」
6	ひらまなカレッジ vol.8 終活セミナー「相続と遺言について」
7	ひらまなカレッジ vol.9 趣味のセミナー「ハーブティーブレンド体験セミナー」
8	ひらまなカレッジ vol.10 防災セミナー「知っておきたい南海トラフ地震」
9	くずは Spring Concert～春爛漫の音宴(おとうたげ)～
10	まちなか植物園(2019 年度 vol.1)
11	第 4 回 フレッシュ野菜プチマルシェ in くずは
12	第 5 回 フレッシュ野菜プチマルシェ in くずは
13	第 6 回フレッシュ野菜プチマルシェ
14	Let's 演歌ビクス体操
15	コピーサービス
16	「ほんわか癒しのパステルアート」～ひらまなロビーカルチャーvol.1～
17	「プロに学ぶ書道カレンダーづくり講座」～ひらまなロビーカルチャーvol.2～
18	「パーソナルカラーを見つけよう」～ひらまなロビーカルチャーvol.3～
19	「マイ箸づくりに挑戦しよう」～ひらまなロビーカルチャーvol.4～
20	シェフに学ぶ手ごねパン教室
21	第 2 回 くずは絵画・写真展
22	ラミネート加工サービス
23	お茶当てゲーム
24	くずはサロン マンドリンの調べ
25	栗のタルト教室
26	ポケットギャラリー『美文字講座』特別展
27	ポケットギャラリー『ほんわか癒しのパステルアート』特別展示
28	ポケットギャラリー『虫食い川柳』展示
29	ひらまなハーブカフェ(6 月開催)
30	ひらまなハーブカフェ(8 月開催)
31	ひらまなハーブカフェ(10 月開催)
32	ひらまなハーブカフェ(11 月開催)
33	初心者でも簡単「羊毛フェルト」をはじめよう

34	くずは文化祭
35	夏休み！宿題大作戦「オリジナルエコバックを作ろう！」
36	季節の飾りつけシリーズ①～みんなで七夕の願い事を書こう！～
37	くずは元気プロレス
38	ブックカバーを作ろう
39	ひらまなキッズスクール vol.1 こどもアートセミナー「親子で体験！簡単アート ～ゼンタングル～」
40	春休み子ども向け講座「むかしの人になってみよう～石器で切れるかな？～」

※着色した事業は新型コロナウイルス感染症のため中止となった事業です

## ②活動委員会事業（協働事業）

	【事業名】
1	第8回くずは七夕寄席
2	くずはシネマ25「ローマの休日」
3	くずはシネマ26「青い山脈」
4	くずはシネマ27「ロミオとジュリエット」
5	夏休み工作教室「オリジナル時計をつくろう」
6	親子おこづかい講座（近財講座）
7	第71回くずは寄席
8	フルーツ&ハーブコンサート
9	フォーク喫茶
10	みんなでうたいましょう！
11	第20回災害復興支援チャリティコンサート
12	男の料理体験
13	くずはサロン

## ③実行委員会形式事業

	【事業名】
1	第37回くずは5月祭
2	第19回災害復興支援チャリティコンサート

【津田生涯学習市民センター】

①生涯学習事業（提案事業）

	【事業名】
1	季節の飾りつけシリーズ①～食欲の秋！秋に食べたいレシピを紹介しよう！～
2	季節の飾りつけシリーズ②～クリスマスツリーに願い事を飾ろう！～
3	季節の飾りつけシリーズ③～2020年のはじまり！みんなでオリンピックを応援しよう！～
4	まちなか水族館
5	まちなか植物園
6	どこでもコンサートシリーズ vol.1 「情熱のマンダリンコンサート」
7	どこでもコンサートシリーズ vol.2 「フランスシターと絵本で楽しむクリスマス」
8	ひらまなカレッジ vol.1 金融セミナー「人生100年時代のお金の使い方」
9	夏休み！宿題大作戦 vol.2 「夏の星空教室 ～キミも星空博士だ！～」 第1部 オリジナル望遠鏡作り
10	夏休み！宿題大作戦 vol.2 「夏の星空教室 ～キミも星空博士だ！～」 第2部 星空観望会
11	生涯学習講座【もっと知りたい枚方市の取り組み】防災編 ～大切な人のいのちを守ろう！～
12	野菜ソムリエ直伝！地元野菜で作る季節のお料理 ～夏野菜編～
13	野菜ソムリエが教える！ 季節野菜のかんたん料理～寒い日はやっぱりコレ お野菜たっぷり 『身体がポカポカ温まるレシピ』
14	親子 de アート「気軽に楽しむお絵かき～ゼンタングル体験～
15	青少年育成交流・子育て応援イベント 「夢をかなえよう！～長尾の弱虫少年が沖縄でプロレスラーに～」
16	第1回フレッシュ野菜プチマルシェ in つだ
17	つだ元気プロレス

※着色した事業は新型コロナウイルス感染症のため中止となった事業です

②活動委員会事業（共同事業）

	【事業名】
1	第31回 つだ寺子屋ムジカシリーズ ～とっておき！みんなで歌う青春のフォークソング～
2	第32回 つだ寺子屋ムジカシリーズ～日本歌曲で四季を歌いましょう～
3	第33回 つだ寺子屋ムジカシリーズ 歌いませんか？ ～ヨーロッパを歌いましょう～
4	第34回 つだ寺子屋ムジカシリーズ～イタリア・ドイツの歌曲バレンタインにちなんだ「愛の歌」～
5	つだフェスタ 2020 参加
6	里山散策 No.186 「国見山～交野山」
7	里山散策 No.187 「むろいけ園地」
8	里山散策No.188 「星のブランコ」
9	里山散策No.189 「国見山～交野山」
10	里山散策No.190 「甘南備山へ」

11	里山散策No.191「岩清水八幡宮近辺を散策」
12	里山散策No.192「獅子窟寺近辺へ」
13	第28回レコードコンサート「青春の曲」
14	第29回レコードコンサート「ハイレゾで楽しむ世界の名曲」
15	第30回レコードコンサート「踊り明かそう世界の名曲」
16	第31回レコードコンサート～楽器が衆(たみ)を形成～
17	キッズチャレンジ
18	つだミュージックライブ9th
19	つだミュージックライブ10th
20	おやじチャレンジ～そば打ち達人になろう～
21	女性向け講座「長寿を折る～かわり鶴と亀～」
22	第13回 津田いいとこ寄席
23	スペシャルコンサート～今年もお届けします、クリスマスの贈り物～
24	第16回 加賀丈子新春津軽三味線演奏会
25	第17回 加賀丈子新春津軽三味線演奏会
26	おやこチャレンジ～どうぶつぱん作りに挑戦！～
27	第22回 つだ南光亭

※着色した事業は新型コロナウイルス感染症のため中止となった事業です

③実行委員会形式事業

	【事業名】
1	つだフェスタ 2020

※着色した事業は新型コロナウイルス感染症のため中止となった事業です